3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びにあきる野市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口針持字長一七七一の三、一七七一の三五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

屋久島町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町出羽字四軒木屋一一の二から一一の九まで、一一の一一、一一の一二、川成字東畑八三、字峯三五の二から三五の九まで、三五の一四から三五の一七まで、三五の二一、三五の二二、三五の二五から三五の三〇まで、三五の三二、三五の三四、字藤ケ内三の一から三の三まで、六の一、六の三、六の六から六の一五まで、六の一七から六の一九まで、六の二一、六の二三、六の二六から六の四二まで、六の四五から六の四八まで、六の五三から六の五六まで、六の五八、六の七〇から六の七四まで、六の七八、岩倉字しもあれ二五の一二から二五の一四まで、字イシカ谷三二の一、三二の二、三二の四、三二の六、三二の七、三二の一〇から三二の一二まで、三二の一八、三二の一九、三二の二三、三五の一四、三五の一七、三五の二〇から三五の二四まで、三五の二六、三五の二九、三五の三一から三五の三四まで、三五の三八、三六の一、字下南山九の一六から九の一九まで、九の二二、木頭折宇折宇谷二二の一（次の図に示す部分に限る。）、二二の二、二二の三、二四の一、二四の二、字池野河山一、二の一、二の二、三、四の一から四の四まで、五（次の図に示す部分に限る。）、字大谷山五の一、五の三、五の五から五の一二まで、七の一、七の二、字蔭谷一〇、一一、字湯桶山九、一一の一から一一の三まで、一二（次の図に示す部分に限る。）、木頭北川字久井谷五の五から五の八まで、五の一七・二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六、字高野瀬七の二、七の四、七の五、八の二、一四、一五、字千本九、一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇の二から一〇の八まで、木頭助字東蝉谷一三三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東畑八三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市池田町松尾黒川三八一・三八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八四、三九九、四〇〇、四〇一・四〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二、四八一、東祖谷阿佐八の二、九の二、九の三、二二の一、二三の一、二七五、東祖谷古味一一〇の一、一一〇の二、東祖谷営生六一一の一、六一一の二、東祖谷麦生三三八の一、三三八の二、三三九、三四〇、三四一の一、三四一の二、三四七の一、三四七の二、西祖谷山村小祖谷四八一から四八七まで、四八九の一、四八九の二、西祖谷山村坂瀬一六四の二、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六六の二、一六八、一七〇の一、一七〇の二、西祖谷山村田ノ内五七から五九まで、六〇の一、六〇の二、六一、六二、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭折宇中内六一、六二、六五の二、六八、六九の三から六九の六まで、七〇、七一、七二の一、七二の二、七三、七四、七五の一から七五の四まで、七八の二、七八の三、九一の二、一〇五、一二五、一二七、一三四、一三六、一三七、一四六の二、一四九の一、一五三の一、一五五、一六七の一、一六八、一六九の一、一七〇の一、一七一、一七四の一、一七五の二、一七八の一、一七九の一、一八〇の一、一八〇の二、一八二の一、一八二の四、字折宇谷三二の二、三二の三、字大谷山四、字栗宇谷六の一、六の三、字栩谷向一一、一二、一四、一五、一六の一、一六の六、一六の八、一七、二一の一、二二、二三、字野久保谷五、六、二九の七から二九の一〇まで、三六、三七、三九の一、三九の二、字やなぜ一六の二、二〇、字湯桶山一の三、三の一、四の一、木頭西字下モ屋地八六の一、八八、九〇、字上ミ屋地二九から三三まで、木頭北川字久井谷三七の一、字千本一の六、一の七、一の九から一の一一まで、一の一四から一の一